



横手市指令第3000号
管理番号第4-11号

一般廃棄物収集運搬業許可証

所在地 横手市杉沢字中杉沢592番地5
名称(事業所) 株式会社 山本産業
代表者 代表取締役 山本 紀昌

横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第19条第1項の規定により
一般廃棄物収集運搬業を許可する

1. 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物(ごみ・粗大ごみ)
(保管・積替えを除く)
2. 有効期間 令和5年4月1日から
令和7年3月31日まで
3. 業を行う区域 横手市 横手地域に限る
4. 許可条件等 関係法令並びに関係条例を遵守すること
裏面の事項について遵守すること

令和5年3月9日

横手市長 高橋

